

新潟市学校給食物資供給契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款に基づき、仕様書等に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、学校給食物資の供給にかかる契約（以下「契約」という。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、学校給食物資を履行期限までに引き渡し、発注者は、契約単価（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）に引き渡した数量を乗じて得た額（以下「代金」という。）を支払うものとする。
- 3 引渡しをするために必要な一切の手段については、契約に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、原則として書面により行わなければならない。
- 7 契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 10 契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 11 契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第2条 契約保証金は新潟市契約規則第33条及び第34条のとおりとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 受注者は、発注者による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存

在を知らなかったときは、発注者は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約額)

第5条 受注者は原則として、見積りの時に示した価格により履行しなければならない。ただし、生鮮品など天候等の影響により品目ごとの価格が予測し難い物資についてはこの限りでない。

2 発注者が発注数量を変更する場合は、発注者と受注者が協議し契約額を変更できるものとする。

(発注数量の変更)

第6条 発注者は、受注者へ見積り依頼の時に示した見込み数量を基本として発注を行う。ただし、学級閉鎖等やむを得ない数量変更が発生した場合において、発注者と受注者が協議により合意した場合はこの限りでない。

(履行の監督)

第7条 発注者は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者が、学校給食物資を履行場所に納入したときは、発注者は、受注者の立会いを求めて検査を行うものとし、受注者が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。

2 発注者は、納入された物資が前項の検査に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

3 納入された物資の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、受注者から発注者に移転するものとする。

4 発注者は、検査に不合格となった物資について、代替物の納入、不足分の納入又は代金の減額を受注者に求めることができる。この場合においては、第12条の規定を準用する。

(不合格品の引取り)

第9条 受注者は、検査の結果、不合格とされた物資については、発注者が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反した場合は、受注者の負担により、同項の物資を返送し、又は処分することができる。この場合において、発注者は、同項の物資の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

(支払)

第10条 受注者は、物資の引渡しを終えたときは、書面をもって当該物資の代金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、第1項の規定による請求を受けたときは、その日を起算日として30日以内に代金を支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に代金が支払われなかったときは、当該代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第11条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限までに物資を引渡すことができない場合は、発注者は、受注者に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、発注者の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日

数1日につき執行予定額の1、000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に物資の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する代金の額を執行予定額から控除した額を執行予定額として計算した額とする。

- 3 第1項の違約金は、代金の支払時に控除することができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 引き渡された物資が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき

(以下「契約不適合」という。)は、発注者は、受注者に対し、期間を指定して、代替物の納入若しくは不足分の納入(以下これらを「追完」という。)又は代金の減額を求めることができる。

- 2 受注者が前項の規定による追完に応じないときは、発注者は、受注者の負担により第三者に追完させることができる。

- 3 前2項の請求は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

- 4 発注者は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、受注者が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

(品質の契約不適合の例示)

第13条 前条第1項に示す契約不適合のうち、学校給食用物資における品質の契約不適合の例は次の各号のとおりとする。

- (1) 異物の混入があるもの
- (2) 形状の崩れがひどいもの
- (3) 腐敗があるもの
- (4) 変色があるもの
- (5) 異臭がするもの
- (6) 物資選定時と品質表示、使用原材料等が異なるもの
- (7) その他、包装に欠陥があるものなど

(品質の契約不適合があった場合の対応)

第14条 前条の品質の契約不適合があった場合の対応は、第12条各項のほか、以下の各号のとおりとし、学校給食の安全を確保するため、発注者受注者ともに誠実かつ直ちに対応するものとする。

- (1) 製造納入段階での異物の混入が疑われる場合は次のとおりとする。

ア 金属やガラスなど怪我をする恐れのある異物(以下「危険異物」という。)の混入があった場合、受注者は直ちに当該物資を回収し、混入原因の特定に努めなければならない。直ちに混入原因が特定でき、かつ、交換物資の安全が確認できる場合は、交換による対応ができるものとする。直ちに原因特定ができない場合は、発注者は原因特定ができるまで当該物資の使用を中止し、発注を取り消すこととする。

イ 非危険異物の混入があった場合は、発注者は受注者と協議して対応を決定する。

ウ 混入した異物が危険であるか判別ができない場合は、受注者は直ちに当該物資を回収し、異物の特定に努めなければならない。この場合において、ア及びイの規定を準用する。

- (2) 形状の崩れが著しい場合は、原則として受注者は直ちに正常な物資と交換しなければならない。ただし、特注品で製造が間に合わないなど、交換対応ができない場合や、製造状況などからその後の納品分についても同様の状態が想定される場合は、発注者は発注の取り消しができる。
- (3) 腐敗がある場合は、前号の規定を準用する。
- (4) 変色があった場合は、受注者は直ちに原因特定に努め、対応については発注者が受注者と協議して決定する。
- (5) 異臭がする場合は、前号の規定を準用する。
- (6) 物資選定時と品質表示、使用原材料等が異なる場合は、第4号の規定を準用する。
- (7) 包装に欠陥があるなどにより、給食食材としての使用に適さないものである場合は、第4号の規定を準用する。

(危険負担)

第15条 物資の引渡し前に生じた物資の滅失、損傷等については、受注者が危険を負担する。

- 2 物資の引渡し前に生じた災害その他の発注者受注者いずれの責めにも帰することができない事由によって物資が滅失したときは、発注者は、契約を解除することができる。この場合において、発注者は、代金の支払を拒むことができる。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しないとき。
 - (3) 受注者又はその代理人、支配人その他の使用人が発注者の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。
 - (1) 契約の締結又は履行について、不正があったとき。
 - (2) 契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
 - (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨受注者に対して請求したとき又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が受注者に対して勧告したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は、受注者の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この約款の一つにでも違反したとき。

3 受注者は、前2項又は第15条の規定により契約が解除された場合は、物資の引渡しの前後にかかわらず、執行予定額の10分の1に相当する額の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。

(談合その他の行為による解除等)

第17条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定による当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。)

(2) 受注者が独占禁止法第77条の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による解除をする場合について準用する。

3 受注者は、第1項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、発注者に損害賠償請求をすることができない。

(賠償額の予定)

第18条 受注者は、契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、物資の引渡しの前後及び発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、執行予定額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他発注者が特に認めるとき。

(2) 前条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分につき発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、発注者に当該契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 発注者は、前項の申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、発注者に損害賠償の請求をすることができる。

(反社会的勢力の排除)

第20条 受注者は、発注者に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用して契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ 契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ 契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であつて、発注者から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 受注者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、発注者は、何らの催告を要せずして、契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号までの確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定により契約が解除された場合には、受注者は、発注者に対し、発注者の被った損害を賠償するものとする。

4 受注者は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、発注者に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第21条 受注者は、契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに発注者に

報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 発注者は、受注者が不当介入等を受けたことにより契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、発注者受注者協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第22条 契約に関し疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、決定するものとする。